

令和6年1月5日

お客さま各位

## 「令和6年度能登半島地震」で被災されたお客様を対象とする 手数料の一部免除について

このたびの「令和6年能登半島地震」により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

氷見伏木信用金庫（理事長 藤井 隆）は、被災されたお客さまを対象に手数料を一部免除とする取扱いを行いますのでお知らせします。

### 記

#### 1. 免除となる手数料

- ・証書貸付の返済猶予等の貸付条件の変更に伴う融資関連手数料
- ・預金通帳、証書、キャッシュカード等を紛失汚損した場合の再発行手数料
- ・汚損した紙幣や硬貨の引換え

#### 2. 対象となる方

令和6年能登半島地震により被害に遭われたお客さま

#### 3. 実施期間

令和6年1月5日（金）～令和6年6月28日（金）

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

氷見伏木信用金庫 業務部業務課 TEL：0766-74-4101

別紙

「免除となる手数料」

(単位：円)

●融資関連			
証書貸付の条件変更（/口座）－期間延長・短縮など		11,000	
●発行・再発行手数料（/枚）			
再発行	普通・貯蓄・カードローン・事業者カードローン	1,100	
	通帳・証書	1,100	
●両替手数料			
窓口扱いでの枚数 （紙幣・硬貨とも）	51～300枚	330	罹災等による汚損の交換は無料。
	301～500枚	440	
	501枚以上 ＋総枚数500枚を超える毎に550円加算	550	